

## 高岡地区ふるさと市町村圏基金条例

平成5年3月29日条例第17号

令和6年3月5日条例第1号

### (設置)

第1条 高岡広域圏内の広域的なふるさとづくりを推進することを目的として、一体的な地域振興整備事業（以下「事業」という。）を行うため、高岡地区ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (基金の額)

第2条 基金の額は、10億円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、事業の財源に充てるものとし、余剰金のある場合には、この基金に編入することができる。

### (処分)

第5条 基金は、事業の財源に充てる場合に限り、第2条第1項に規定する額を超える部分について、歳入歳出予算に計上して処分することができる。

2 前項の規定により処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。

### (細則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（令和6年3月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。